
令和 7 年大和町議会 6 月定例会議会議録

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	八 巻 利栄子 君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星 正 己 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総務課長兼 危機対策室長	児 玉 安 弘 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼会計課長	丹 野 俊 宏 君
財 政 課 長	佐々木 克 敏 君	教育総務課長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	青 木 朋 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君		

事務局出席者

議会事務局長	村 田 充 穂	主 任	櫻 井 郁 也
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 （今野善行君）

それでは定例会を再開したいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8 番犬飼克子さん及び 9 番馬場良勝君を指名します。

日程第 2 「議案第 4 9 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第 2、議案第49号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第50号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第3、議案第50号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第51号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第4、議案第51号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第52号 令和7年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第5、議案第52号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第53号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第6、議案第53号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第54号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第7、議案第54号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解について」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。6番森 秀樹君。

6番（森 秀樹君）

私から1点お伺いいたします。事故の概要のところで9時8分頃事故があったということなんですけれども、そもそもどういった業務でこちらに行かれていたかお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

それではただいまの森議員の質問でございますが、毎日定例業務の中で記載のとおり七十七銀行のほうに訪問したところでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

6 番森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

定例の業務の詳細というのをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

議 長 （今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

ただいまの森議員のご質問でございますが、会計課の業務の中で銀行のほうに訪問をして、現金のほうは委託をしておりますので警備業者のほうにお願いしておりますが、町のほうでも納付書等その辺の受け取りに銀行のほうに訪問した際の事故でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

現金納付のときに委託をしているところにバーターで例えば納付書を持ってきてもらうとかそういった工夫をぜひしていただけるならしていただいて、こういった軽微な事故があまり起こらないように、職員の方もかわいそうですので、そういったふうな改善に努めていただきたいと思います。返答は要らないです。

以上です。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

損害賠償の額についてですが、58万3,634円ということですが、これ保険についてちょっと教えていただきたいんですけども、これは車両保険等の保険を使わない額なのかどうか教えてください。

議 長 （今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

ただいまの平渡議員のご質問でございますが、この金額につきましては全額保険対応となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

けががなかったということが一番だと思いますので、気をつけていただければと思います。

以上です。

議 長 （今野善行君）

ほかにありませんか。9 番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

額の内訳、修理にこんなにかかるんでは廃車に近いかと思うんですけども、どういう内訳なのか話せるのであればお聞きをしたいんですけども。

議 長 （今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

ただいまの馬場議員の質問でございます。

修理費用に加えまして、今回相手車両の修理期間中のリース費用も含まれての金額となっておりますのでこの金額になったというところでございます。リース料ということでよろしいですか。すみません。概算にはなってしまうんですけれども、リース料がおおむね40万円程度となっております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

いいですか。馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

リース料が40万円で修理代が概算でしょうけれども、修理が終わるまでに時間を要したという理解になると思うんだけれども、1日1万円で40万円か。40日間かかればそういう理解でいいのかな。18万円の修理に40日間かかるということはちょっと随分だなという感じもするので、相手方から言われているので止まっている車だとこっちが100悪いんですけれども、保険を使っているにしてもちょっと考えづらいかなと思うので、内容精査をしていただければいいかなと。今恐らく答えられないと思うので。幾ら何でも18万円の修理に40日かかるってちょっと考えられないな。修理をする会社が減っているというのも私は理解をしているんですけれども、今後ないようにとしか言えないんですけれども、ちょっと理解に苦しむところがあります。

以上です。

議 長 （今野善行君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

なしということでよろしいですか。それでは質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第56号 令和7年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第9、議案第56号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長（佐々木克敏君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第1号 令和7年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ783万円を追加いたしまして、予算の総額を143億3,677万3,000円といたすものでございます。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、2ページの第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で783万円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費1項3目財政管理費につきましては財政一般管理費で24節積立金になりまして、財政調整基金への積立てを行うものであります。

次に、6款商工費1項2目商工振興費につきましては、歳入でご説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けまして財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第56号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第57号 令和7年度橋梁補修工事（簀垣橋）請負契約について」

議長（今野善行君）

日程第10、議案第57号 令和7年度橋梁補修工事（簀垣橋）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

議案第57号 令和7年度橋梁補修工事（簀垣橋）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、契約の目的は令和7年度橋梁補修工事（簀垣橋）でございます。

2、契約の方法は一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額は5,841万円、うち消費税額531万円でございます。

4、契約の相手方は仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13番地の5、ライブディック株式会社でございます。

それでは別冊の議案第57号関係資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

入札の状況についてでございます。

1、入札参加資格につきましては、記載の（１）から（６）の項目のほか（７）大和町入札参加資格承認時点で土木一式工事の格付がＢ級、総合評定値Ｐ点が700点以上であることといたしました。

次に、2、入札の方法につきましては記載の3項目といたしました。

続きまして、3、入札参加者につきましては記載の10者に参加をいただいております。

2 ページをお願いいたします。

入札の結果でございます。

（１）は、令和7年5月26日執行しました当工事の入札調書でございます。工事の予定価格は8,844万2,000円、低入札調査基準価格は7,415万1,000円でございます。記載のとおり最低応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

（２）この結果、最低応札者であるライブディック株式会社から令和7年5月28日に積算内容等について事情聴取を行い、同年5月29日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行可能かの審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査では記載の9項目のほか、その他基準に照らし合わせ審査を行いました。その結果、履行可能と判断し、価格順位第一位のライブディック株式会社を落札者に決定し、同年5月30日に仮契約を締結いたしました。

次に契約の内容でございます。

請負代金額は5,841万円、消費税を除いた金額は5,310万円でございます。

契約相手方は仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東13番地の5、ライブディック株式会社でございます。

3 ページをお願いいたします。

事業の概要でございます。

1、施工場所は大和町落合報恩寺字身洗地内。

2、完成工期は令和8年3月27日を予定しております。

3、工事概要でございます。

施工延長Ｌイコール35.84メートル、幅員Ｗイコール7.0メートルで、うち橋梁の長

さはＬイコール28.92メートルでございます。

以下、施工内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、４ページにつきましては施工箇所の位置図を記載してございまして、続いて５ページは補修一般図でございまして、図面赤色着色部分が今回の施工箇所でございます。

以上が令和７年度橋梁補修工事（寶垣橋）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第57号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。６番森 秀樹君。

６ 番 （森 秀樹君）

では２点か３点ぐらいになるかもしれないですけどもお伺いします。

まず入札の結果の金額でございます。

予定価格が約8,800万円、今回の応札額が5,300万円と大体三十数%ぐらい下がっているわけですね。一番高価格の方と比べると４割近く低いというわけで、果たして安全、低入札価格調査委員会で当然把握はしていると思うんですけども、果たして安全性が大丈夫なのかという点が一点。もう一点は完成工期が令和８年３月27日と約１年半後ぐらいになるんですかね、大体。半年後ぐらい。すみません、失礼しました。半年後ぐらいですね、年度末なので。その間に補正が上がってどんどん金額が上がって、例えば7,000万円とかになったりする恐れがあるのかどうか、そこをお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、森議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず１点目の金額の差でございます。

こちらについては価格調査、事情聴取の段階で業者にも聞き取りをさせていただいておりまして、業者からは今回前年度でこの橋梁の支承交換をやった工事ござい

まして、その際に請け負った業者でございまして、その現場の状況をより把握をしているということと、今回必要最低限の年度当初でもあるということで、まずは確保したいということから業者のほうで落札金額をぎりぎりという形で利益を最低限確保しながら十分にできる金額ということで応札をさせていただいたというふうに伺ってございます。

あと工期内に変更の恐れという形でございますが、こちらにつきましては床版といまして舗装がされている桁の下の部分になるんですが、想定される破損の部分はこちらで設計で見えてございますが、その部分に関してはどうしても一旦剥離をした段階でその破損状況に応じてという形になりますので、全くもって変更がないということにはなかなかないという部分がありまして、大きく破損している場合もあれば、その分に関してはどうしても変更せざるを得ない部分がございますが、その分に関してはあくまでも今回の落札率をもって変更という形になってまいりますので、その分が100%変更額を乗じる形ではなく、変更するという形の中で工事をしていくという形になりますのでよろしくお願いします。

議長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

現場のことをよく知っている業者さんが企業努力でこの金額になったということは重々把握しました。しかしながら、やっぱりこの金額の差というのはどうしてもすごいのかなというふうに私の所感としては感じます。工期のところについてもこの間の魚板橋でもそういったことがありましたので、現場を見ないと分からないということも重々把握しておりますので、ぜひよりよい入札になるようにしていただきたいなど、皆さんが納得できるような入札状況にしていきたいなと思います。

以上です。

議長 （今野善行君）

答弁は。ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第58号 令和7年度災害時対応軽自動車トイレカー購入
事業物品売買契約について」

議 長 （今野善行君）

日程第11、議案第58号 令和7年度災害時対応軽自動車トイレカー購入事業物品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは議案書の4ページをお願いいたします。

議案第58号 令和7年度災害時対応軽自動車トイレカー購入事業物品売買契約についてでございます。

上記事業につきまして、次のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

本件につきましては、予定価格が1,500万円以上の財産の取得となりますことから議会の議決をお願いするものでございます。

初めに、1、契約の目的につきましては、令和7年度災害時対応軽自動車トイレカー購入事業でございます。

2、契約の方法につきましては一般競争入札による物品売買契約でございます。

3、契約の金額につきましては2,365万1,640円、うち消費税が214万5,000円でございます。

4、契約の相手方につきましては、仙台市若林区卸町二丁目8番地の6、トーハツ県南サービス株式会社でございます。

それでは別冊の議案第58号関係資料をお願いいたします。こちらの説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに1ページをお願いいたします。

入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格といたしましては、一つ目として、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。二つ目といたしまして、令和7・8年度大和町入札参加資格物品役務の承認されたものであること。三つ目としまして、入札公告日から入札日までに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。四つ目といたしまして、宮城県内に本社または営業所等を有することといたしました。

次に、入札の方法でございます。

1といたしまして、この案件につきましてはダイレクト型一般競争入札で実施いたしました。二つ目といたしまして、入札書は郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすること。三つ目といたしまして、この入札による参加資格申請者で有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するものとしたものでございます。

続きまして、3、入札参加者でございます。

入札参加者につきましては記載の2者でございます。

次に4、入札の結果でございます。

(1)にございますとおり令和7年5月26日に開札を行い、記載のとおり結果となりました。この案件の予定価格は2,374万5,220円でした。なお、入札参加者のうち1者は入札辞退となりましたため、入札のありましたトーハツ県南サービス株式会社が最低価格で落札者となりました。落札額は2,050万6,640円でございます。この結果を受けまして5月30日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。

売買代金額は2,365万1,640円、消費税を除いた金額は2,150万6,640円でございます。うち消費税対象外経費5万6,640円を含んでおります。

契約相手方につきましては、仙台市若林区御町二丁目8番地の6、トーハツ県南サービス株式会社でございます。

次に、事業の概要でございます。

1の納品場所は大和町役場。

2の契約納期は令和8年3月27日でございます。

3の概要でございます。ベース車両はスズキキャリー2台でございます。共通事項といたしまして記載のとおりであります。貯水タンクは100リットル、便槽タンク

は280リットル以上でございます。1台目は個室ブース2基タイプで用便器2基を設置するものでございます。2台目につきましてはユニバーサルモデルといたしまして用便器が1基、オストメイト用便器1基、おむつ交換台、ベビーキープ台等を備え付けるものでございます。

続きまして、3ページには個室ブース2台タイプの図面を添付いたしております。

4ページにはユニバーサルモデルタイプの図面を添付しておりますのでご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第58号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番櫻井 勝君。

5 番（櫻井 勝君）

一つお伺いいたします。

応札額が2,050万円ちょっととなったと。これは消費税を抜いた金額が2,150万円ということでこれ100万円ぐらい差額があるんですが、それはどうしてなのかちょっと説明をお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

ただいまの櫻井議員の質問でございます。

税抜金額で車両本体等々で2,145万円に諸費用としまして非課税分がございましてそちらが5万6,640円で、先ほどの税抜2,145万円の部分の消費税を加えた金額でそのような計算となっております。

以上でございます。

議長（今野善行君）

暫時休憩します。再開は2時15分とします。

午後２時０５分 休 憩

午後２時１４分 再 開

議 長 （今野善行君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは櫻井議員のご質問でございます。大変失礼いたしました。

説明資料のほうの１ページ下段の表の中の金額、応札額のほうに誤りがございました。正しくは２ページ上段にありますとおり消費税を除いた金額2,150万6,640円が応札額となります。大変失礼いたしました。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。３番宮澤光安君。

３ 番 （宮澤光安君）

特殊な車両なのは十分承知していますが、入札参加者が２者しかいなかった理由、もっといってもよかったのかなというのが１点と、１者が辞退されていますのでもしよかったら辞退理由をお願いします。

議 長 （今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

ただいまの宮澤議員の質問でございます。

今回２者しか応募がなかったというところでございますが、２件目の質問と共通する理由となりますが、納期がやっぱりこれから５月、６月に契約をして３月で納期が厳しいということで応札が少なかったという状況と伺っております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。4 番平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

内訳のところなんです、これは町長のお話だとラッピングのほうで大和町のマークとか入れてということで、一応3面のほうのラッピングという形で項目のところに3面デザインラッピングで入っていますが、こういう場合って内訳の値段等を知らさず一括でこの値段というようなやり方なのか、それとも車体価格が幾らでそしてラッピングが幾らでとかというような項目を分けての説明はないのでしょうか。お伺いします。

議 長 （今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

ただいまの平渡議員の質問でございます。

車両の中にラッピング費用3面含むという内容で見積徴収しておりますので、車両が幾ら、ラッピングが幾らというところまでは把握していない状況でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第59号 令和7年度指定避難所スポットエアコン購入事業物品売買契約について」

議長（今野善行君）

日程第12、議案第59号 令和7年度指定避難所スポットエアコン購入事業物品売買契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長（菊地康弘君）

続きまして、議案書の5ページをお開き願います。併せまして議案説明資料、議案第59号関係のご準備をお願いいたします。

議案第59号 令和7年度指定避難所スポットエアコン購入事業物品売買契約についてでございます。

上記事業について、次のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的は、令和7年度指定避難所スポットエアコン購入事業です。

2、契約の方法は一般競争入札による物品売買契約。

3、契約の金額は5,487万6,800円、うち消費税498万8,800円です。

4、契約の相手方は、仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号、昱機電株式会社本社です。

続きまして、議案説明資料、議案第59号関係の1ページをお開き願います。

まず、入札の状況につきまして、1の入札参加資格として記載の1から4までのとおりといたしました。

2の入札の方法につきましては、記載の（1）から（3）までのとおりといたしました。

3、入札参加者は記載の2者でございました。

4、入札の結果につきましては、（1）にありますとおり令和7年5月26日に執行いたしまして、表に記載のとおり順位第一位の昱機電株式会社本社が応札額税抜4,988万8,000円で落札となりました。なお、予定価格は税抜5,108万8,000円でございます。（2）この結果を受けまして、令和7年5月29日に仮契約を締結しております。

2ページをお願いいたします。

契約の内容につきまして、売買代金額及び契約相手方は記載のとおりでございます。

事業の概要につきましては、１、納品場所は大和町立吉岡小学校外８。

２、納品納入期限は令和７年１２月１９日まで。なお、現在におきまして、スポットエアコンの納期が約３か月と伺っておりますので、体育館等の電源工事が完了いたしましたら随時納入したい考えでございます。

３、事業概要は指定避難所となる大和町立小中学校及び大和町総合運動公園内体育館へ災害対策用のスポットエアコンを導入するものです。

４、納入台数は、移動式スポットクーラー１８台、内訳は大型１６台、中型２台であります。

次の表には設置する施設名、納入場所、納入台数を記載いたしております。

以上が物品売買契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第５９号の説明を終了します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第５９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３「諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議長（今野善行君）

日程第１３、諮問第１号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではよろしくお願いいたします。

諮問第1号でございます。

議案書6ページをお願いいたします。また併せて議案説明資料で諮問第1号関係もご準備をお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見ををお願いするものでございます。

氏名は、鈴木美千恵様でございます。

説明資料のほうをご覧くださいと思います。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての説明調書でございます。

住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、その他の経歴は記載のとおりでございます。

推薦の理由についてでございますが、吉岡地区の人権擁護委員として法務大臣に推薦いたしたく、今般、議会の意見を求めるものでございます。氏は昭和46年4月に警視庁に採用され、その後、学校をはじめ保育所や特別養護老人ホームなど、長きにわたり人材育成を中心に、常に第一線で様々な活躍をされてこられました。大和町においても、児童厚生員や学習支援員として勤務いただくなど、大和町の子供たちの教育環境の充実と教育行政の推進にご尽力をいただいております。また、穏やかな人柄であられまして、周囲からの信頼も厚く、これまでの職務経歴、子供たちとの関わりの中で人権擁護に関心をお持ちの方であります。よって、これまでの豊富な知識と経験を生かし、ご活躍いただける方として今回推薦をするものでございます。どうぞご検討のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で諮問第1号の説明を終了します。

暫時休憩します。

午後2時25分 休 憩

午後2時25分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案はお手元に配りました意見のとおり適任と認める答申をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元に配りましたとおり、適任と認める答申をすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午後2時26分 休 憩

午後2時30分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

日程第14「選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」

議 長 （今野善行君）

日程第14、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には高橋榮次さん、澁谷久一さん、荒木淳子さん、佐々木裕美さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高橋榮次さん、澁谷久一さん、荒木淳子さん、佐々木裕美さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第一順位に浅野健一さん、第二順位に鈴木利一さん、第三順位に小川弘吉さん、第四順位に二幡俊法さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第一順位に浅野健一さん、第二順位に鈴木利一さん、第三順位に小川弘吉さん、第四順位に二幡俊法さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第15「救急・急性期を担う総合病院の誘致に係る要望について」

議長（今野善行君）

日程第15、救急・急性期を担う総合病院の誘致に係る要望についてを議題とします。

本件につきましては、6月3日に開催しました全員協議会で既に要望の内容等については皆さん了承しているところであります。よって、説明を省略し、要望書を大和町議会議長、富谷市議会議長、大郷町議会議長、大衡村議会議長の4名の連名で、宮城県知事及び宮城県議会議長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、要望書を提出することに決定しました。

ただいま、要望書が可決されましたが、その字句や他市町村との調整で文章の表現など整理を要するものについては議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、その整理については議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年大和町議会6月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時35分 閉 会